

狭山市地域公共交通活性化協議会委員

要綱第3条第2項関係	選任区分
1号委員	市長又はその指名する者
2号委員	学識経験者
3号委員	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
4号委員	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
5号委員	鉄道事業者の代表者
6号委員	住民又は利用者の代表者
7号委員	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局の代表者
8号委員	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
9号委員	道路管理者、埼玉県警察、知識経験を有する者その他市長が特に必要と認める者
10号委員	市職員のうちから市長が指名する者